根室市教育委員会規則第１号

根室市立学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年　２月　８日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　２月　８日
根室市教育委員会規則第１号

根室市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

根室市立学校通学区域規則（昭和36年根室市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１海星小学校の項を削る。

別表第２海星中学校の項を削る。

別表第３に次のように加える。

海星学校	幌茂尻、温根沼、東梅、西和田、東和田（北斗小学校、柏陵中学校区域を除く。）、長節、春国岱

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。